2011 年 1 月 17 日
株式会社みずほ銀行

（訂正）2011 年 1 月 14 日付ニュースリリース「保険新商品の取扱開始について」に関する訂正について

2011 年 1 月 14 日にお知らせいたしました「保険新商品の取扱開始について」の内容を下記のとおり、一部訂正させていただきます。

記

（訂正内容）本文 2 枚目　中段 2.『虹色きっぷ』の主な特徴
下線部が訂正箇所です。

【正】

小額から加入可能

・ 保険料は**月払１万円**（年払 12 万円）から、手軽に始められます。
また、告知や医師の診査等は不要です。

【誤】

小額から加入可能

・ 保険料は**月払１円**（年払 12 万円）から、手軽に始められます。
また、告知や医師の診査等は不要です。

訂正後の文面は別紙に添付しておりますのでご参照下さい。

以上

ご参考：2011 年 1 月 14 日リリース文（訂正後）

保険新商品の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：西堀　利）は、2011 年 1 月 17 日（月）より、全国の本支店で保険 2 商品の新規取扱を開始いたします。
今回の商品ラインアップ拡充により、お客さまの多様なニーズにお応えします。

Ⅰ．新規に取り扱いを開始する保険商品

1．外貨建変額年金保険『フリューゲル』
- 正　式　名　称：通貨選択型一時払変額年金保険（年金原資保証型）
- 引受保険会社：アリアンツ生命保険株式会社

2．平準払定額個人年金保険『虹色きっぷ』
- 正　式　名　称：5 年ごと利差配当付個人年金保険（2011）
- 引受保険会社：明治安田生命保険相互会社

Ⅱ．新規に取り扱いを開始する保険商品の主な特徴

（商品の内容・リスク・費用等については、別紙をご参照願います。）

1．『フリューゲル』の主な特徴

据置期間満了時の年金原資額は、基本保険金額（一時払保険料）の 100%以上を最低保証

・ 据置期間満了時の年金原資額は、据置期間と契約時の基準金利（*1）に応じて、基本保険金額（一時払保険料）の 100%～187%（*2）が最低保証されます（＝年金原資保証額）。
*1　基準金利は年金原資保証額を決定する基準となる金利で、毎月 1 日に設定されます。
*2　187%は据置期間 10 年かつ契約日における基準金利が 9.5%の場合の率となります。

・ 上記に加え、運用実績によっては据置期間満了時に、契約初期費用と同額が積立金額に「上乗せ」されます（運用実績が不調な場合は、「上乗せ」分を含めて基本保険金額（一時払保険料）の 100%が最低保証されます）。

※年金原資額の最低保証は「外貨ベース」であり、為替相場の変動により、円換算したお受取金額が契約時為替レートにより円換算した一時払保険料相当額を下回ることがあります。

契約通貨は米ドル・豪ドルから、据置期間は最短 3 年から選択可能

・ 契約通貨は米ドル・豪ドルから選択することが可能です。

・ 据置期間は 3 年・5 年・10 年から、お客さまの資金計画に応じて選択することが可能です。

⇒据置期間 3 年の年金原資保証型の変額年金保険は国内初の機能です（アリアンツ生命調べ）。

※年金原資額の最低保証は「外貨ベース」であり、為替相場の変動により、円換算したお受取金額が契約時為替レートにより円換算した一時払保険料相当額を下回ることがあります。

特別勘定（ファンド）による運用

- **特別勘定は、株式・債券を組入れた「収益期待資産」と、短期金融資産を組入れた「リスク回避資産」で構成されます。**
- **株式や債券などの値動きに応じて、「収益期待資産」と「リスク回避資産」の配分比率を週次で見直し、安定した運用成果の実現を目指します。**

目標額に到達した場合、自動的に円建ての年金に移行（円建年金移行特約付加の場合）

- **「円建年金移行特約」を付加した場合、据置期間満了時に円換算した年金原資額が、あらかじめ設定した目標額に到達していれば、自動的に円建ての年金に移行します。**
- **目標額に到達していなかった場合は、年金支払開始日を最大 3 年間繰下げ、繰下げ期間中に目標額に到達した時点で、円建ての年金に移行します（目標額への到達状況はアリアンツ生命が毎日チェックします）。**

2．『虹色きっぷ』の主な特徴

少額から加入可能

- **保険料は月払 1 万円（年払 12 万円）から、手軽に始められます。**
  また、告知や医師の診査等は不要です。

受取額は契約日に確定

- **契約日に基本年金年額が確定するので、将来の生活設計を考えるうえでお役に立ちます。**
  また、解約返戻金も契約日に確定します。

保険料払込期間を柔軟に設定可能

- **保険料払込期間は 5 年、10 年～40 年で柔軟に設定できます。**

据置期間も柔軟に設定可能

- **保険料払込期間満了後、年金が開始するまでの据置期間を 0～10 年で柔軟に設定できます。据置期間中は、新たな保険料のお払込みは不要で、積立金がふえていきます。**

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

別紙 1-1

『フリューゲル』のしくみ（イメージ図）

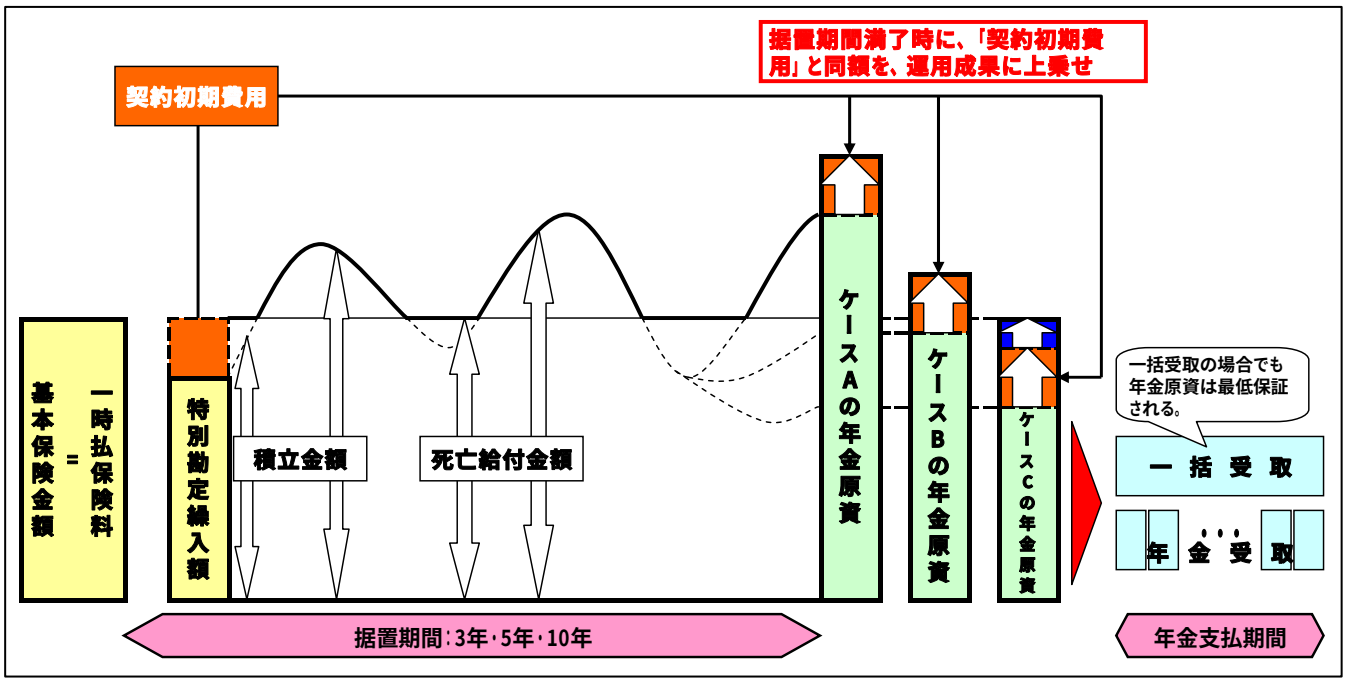

ケースA	据置期間満了時の積立金額が年金原資保証額*1を上回った場合	年金原資＝積立金額＋契約初期費用と同額
ケースB	据置期間満了時の積立金額が年金原資保証額*1を下回り、契約初期費用と同額を上乗せした額が年金原資保証額を上回った場合	年金原資＝積立金額＋契約初期費用と同額
ケースC	据置期間満了時の積立金額が年金原資保証額*1を下回り、契約初期費用と同額を上乗せした額も年金原資保証額を下回った場合	年金原資＝年金原資保証額*1

*1 年金原資保証額は、据置期間および契約日における基準金利*2 に応じて決まり、基本保険金額（一時払保険料）の 100～187%*3 となります。
*2 基準金利は年金原資保証額を決定する基準となる金利で、毎月 1 日に設定されます。
*3 187%は据置期間 10 年かつ契約日における基準金利が 9.5%の場合の率となります。

別紙 1-2

≪ご契約のお取り扱い≫

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">契約年齢*4 範囲</td><td>0～75 歳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一時払保険料
(基本保険金額)</td><td>米ドル</td><td>30,000 米ドル～5 億円*5</td></tr>
<tr><td>豪ドル</td><td>30,000 豪ドル～5 億円*5</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険料払込方法</td><td>一時払のみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">据置期間*6</td><td>3 年・5 年・10 年</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金種類</td><td>5・10・15・20・25・30・35・40 年確定年金</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別勘定及び運用会社</td><td>主な投資対象とする外国投資信託
米ドル：アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド (USD 2)
豪ドル：アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド (AUD)
運用会社：アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAGmbH</td></tr>
<tr><td colspan="2">付加できる主な特約</td><td>円建年金移行特約、年金円支払特約 II、円支払特約、遺族年金支払特約、年金分割支払特約</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡給付金</td><td>被保険者が亡くなられた日における次の額のうち、いずれか大きい金額をお支払いします。
(1) 積立金額　(2) 基本保険金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">諸費用</td><td>＜ご契約時＞
・契約初期費用 (消費税対象外)
<table><tr><td rowspan="3">据置期間</td><td>3 年</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>5 年</td><td>3.0%</td></tr><tr><td>10 年</td><td>5.0%</td></tr></table>＜運用期間中＞
・　保険契約関連費用 (消費税対象外)
特別勘定の資産総額に対して、年率 2.9%
・　資産運用関連費用 (消費税対象外) *7
投資信託の信託財産に対して、年率 0.36%
※　ご契約日から一定期間内*8 に解約・一部解約をする場合、据置期間および契約日からの契約年数に応じて解約控除対象額に対して、最大 4.0%の解約控除がかかります。
＜年金受取期間中＞
・　年金管理費 (消費税対象外)
支払年金額に対して 1.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">告知</td><td>告知は不要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約者貸付</td><td>取り扱いません。</td></tr>
</table>

*4 契約日時点における被保険者の満年齢です。

*5 アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。同一被保険者でアリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算し 5 億円が上限となります。また、ご契約後に通貨を変更することはできません。

*6 ご契約日の基準金利によっては、お選びいただけない据置期間があります。

*7 資産運用関連費用として、管理報酬 (運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます) およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税 (年次税) を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

*8 据置期間によって異なります。

別紙 2

『虹色きっぷ』のしくみ（イメージ図）

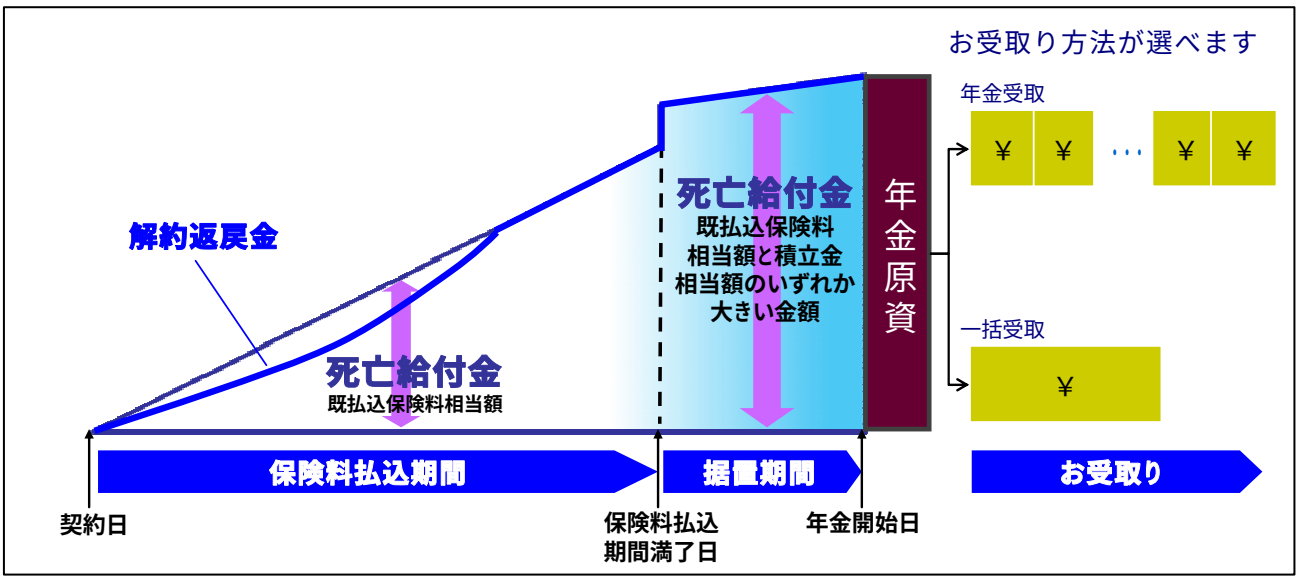

≪ご契約のお取り扱い≫

項目	内容
契約年齢*1 範囲	0～70 歳　※保険料払込期間と据置期間により異なります。
年金開始年齢範囲	10～80 歳
保険料払込期間	5 年、10～40 年（1 年単位）　※契約年齢と据置期間により異なります。
据置期間	0～10 年で選択（1 年単位） ※保険料払込期間 5 年の場合は 5～10 年（1 年単位）。 ※契約年齢と保険料払込期間により異なります。
年金種類	5･10 年確定年金
保険料払込方法	月払･年払 ※年払は 1 回に限り月払に変更することができますが、月払から年払に変更することはできません。 ※保険料の一括払（前納）は取り扱いません。
保険料払込経路（契約時）	口座振替
最低保険料	月払 1 万円、年払 12 万円 保険料払込期間 5 年は、月払 3 万円、年払 36 万円 ※保険料は月払、年払ともに千円単位となります。
基本年金年額	5 年確定年金･･･20 万円～3,000 万円（百円単位） 10 年確定年金･･･10 万円～3,000 万円（百円単位）
死亡給付金	保険料払込期間中 ： 既払込保険料相当額 据 置 期 間 中 ： 既払込保険料相当額と積立金相当額*2 のいずれか大きい金額
告知	告知は不要です。
契約者貸付	取り扱いません。
自動振替貸付	取り扱いません。

*1 契約日における被保険者の契約年齢（保険年齢）は、満年齢とは異なる場合があります。
契約日が直前の誕生日から 6 ヵ月以内の場合、契約年齢（保険年齢）は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から 6 ヵ月を 1 日でも超えている場合、契約年齢（保険年齢）は満年齢に 1 歳を加算します。

*2 積立金相当額とは、将来の年金等をお支払いするために積み立てられる金額のことをいいます。

別紙３

【生命保険商品の共通のご留意事項】

◎当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

◎保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第５３条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

◎引受保険会社の経営破綻等により、既払込保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金（死亡給付金）額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

【変額年金保険のご留意事項】

◎変額年金保険は、特別勘定（ファンド）で運用するので、投資リスク（価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスクなど）があります。このため運用実績に応じて積立金額が増減しますので、死亡保険金（死亡給付金）額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が日々変動します。運用の実績は損失を含め、すべてご契約者に帰属します。

◎変額個人年金保険には所定の条件を満たすことにより、年金原資や年金受取総額について一時払保険料相当額が引受保険会社により最低保証されるものもあります（最低保証があっても引受保険会社の経営破綻などにより、一時払保険料相当額を下回ることがあります）。

◎年金原資や年金受取総額について、所定の条件のもと一時払保険料相当額が引受保険会社により最低保証されるタイプの変額個人年金保険は、最低保証のないタイプに比べ最低保証を行うための費用（保険関係費用に含まれます）がかかります。

◎個人年金を中途解約した場合には、運用実績・市場調整価格・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

◎外貨建ての個人年金保険をご契約の場合、死亡給付金額や年金額等が外貨建てでは一時払保険料相当額を下回っていない場合でも、為替相場の変動により、円換算した場合、一時払保険料相当額を下回ることがあります。

【平準払定額個人年金保険のご留意事項】

◎解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。

◎所定の期間、保険料の払込みがなかったときに、ご契約は失効します。

◎保険料の一部は保険金のお支払い、また、他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理の経費など）にあてられます。これらの経費は引受保険会社・保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」ならびに「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以 上